

●後期高齢者医療制度 障害認定について

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の方が加入する健康保険制度です。ただし、65 歳以上 74 歳以下の方で、一定の障害をお持ちの方は、申請により後期高齢者医療制度へ加入することができます。これを障害認定といいます。後期高齢者医療制度に加入することで、医療費の自己負担額や、健康保険料において有利になる可能性があります。

●一定の障害とは、主に次の基準に該当する状態です。

- ・国民年金法等における障害年金 1 級・2 級

- ・身体障害者手帳 1 級～3 級

- ・身体障害者手帳 4 級のうち次の障害

音声・言語機能障害、両下肢のすべての指を欠くもの、一下肢を下腿の 2 分の 1 以上を欠くもの、一下肢の機能の著しい障害

- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級

- ・療育手帳 A

●申請の手続きについて

障害認定の申請は、各区の保険年金課及び蒲原支所にて行うことができます。

下記の「申請に必要なもの」をご持参のうえ、窓口にて申請を行ってください。

認定を受けた日から後期高齢者医療制度に加入することになります。

《申請に必要なもの》

マイナンバーカード等の身分証明書、加入前の被保険者証（資格確認書等）

障害の程度が分かるもの（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）

代理人がお手続きする際は、代理人の身分証明書 委任状（別世帯の方が申請する場合）

●後期高齢者医療制度に加入した場合

- ・保険証が後期高齢者医療制度被保険者証に変わります（自己負担割合は世帯の所得により 1 割、2 割、3 割のいずれかになります）

- ・資格取得は申請した日からとなり、加入月から後期高齢者医療保険料をご負担いただきます。

- ・後期高齢者医療制度加入後に現在加入中の健康保険に脱退の届け出が必要になります。

- ・月の途中で認定を受ける場合、それまで加入していた医療保険と後期高齢者医療制度とでそれぞれ高額療養費の自己負担限度額が適用されることから、その月の病院等で支払う自己負担額が増える場合があります。

●障害認定の撤回

障害認定は、74 歳までであれば加入後の脱退も可能です。ただし届出日を遡って撤回することはできません。

撤回を希望される場合は、下記の「申請に必要なもの」をご持参の上、お手続きください。

《申請に必要なもの》

マイナンバーカード等の身分証明書、被保険者証（資格確認書等）

●不明な点に関しては、各区役所保険年金課へお問い合わせください。

葵区保険年金課 054-221-1070、駿河区保険年金課 054-287-8612、清水区保険年金課 054-354-2208